

第24期第22回練馬区農業委員会総会 議事録

- 1 日 時 令和4年5月12日(水)午前10時から午前11時半まで
- 2 場 所 練馬区役所 本庁舎19階 1902会議室
- 3 出席委員 相原和彦、井口哲哉、石手啓夫、井之口喜實夫、榎本重恭、  
尾崎賀一、田中大代、瀧島規秀、西貝孝之、増田義二、宮本兼一、  
本橋朋和 計12名
- 4 欠席委員 加藤和雄、木村隆昭、篠田政巳、半田保之 計4名
- 5 議 案 (1) 特定都市農地貸付けの承認について (第1号)  
(2) 相続税の納税猶予の継続に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明について (第2～7号)  
(3) 生産緑地の買取申出に係る農業の主たる従事者の証明について (第8～10号)
- 6 協 議 (1) 「令和4年度最適化活動の目標(案)」の設定について
- 7 報 告 (1) 農地法第4条第1項第8号および農地法第5条第1項第7号  
(市街化区域内の農地の転用)に基づく届出の受理について
- 8 その他

西 貝 孝 之 会 長 皆様、おはようございます。これより第24期第22回練馬区農業委員会総会を開催いたします。

事 務 局 ただいまの出席委員数は12名、欠席委員数は4名、欠席の届け出のあった委員は加藤和雄委員、木村隆昭委員、篠田政巳委員、半田保之委員です。総会の会議は、在任中の過半数の委員が出席したときに成立しますので、本日の総会は成立です。

西 貝 孝 之 会 長 今回の署名人は、宮本兼一委員と本橋朋和委員にお願いします。それでは、議案の審議に入ります。総会資料2ページ、議案第1号について、事務局から説明をお願いします。

事 務 局 議案第1号「特定農地貸付けの承認について」です。令和4年4月13日付けで都市農地の貸借の円滑化に関する法律第11条において準用する特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第3条第1項の規定に基づき標記の申請があったので、下記のとおり承認する。本件は、民間事業者による市民農園の開設です。別冊資料のインデックス4をお開きください。特定都市農地貸付けの用に供するために都市農地を貸借する場合の流れです。現在は表の一番下の総会にて判断の部分となります。先月の協議会におきまして書類の事前確認をしていただき、今回、担当委員に現地確認調査を行っていただきました。総会資料2ページにお戻りください。

**【申請者、土地所有者などについて説明】**

引き続きご説明をいたします。

別冊資料のインデックス2をお願いします。

本件は都市農地の貸借の円滑化に関する法律案による市民農園開設

にあたります。本議案では農地を所有していない者から農業委員会への申請があり、これに対して、承認の判断をする部分となります。特定都市農地貸付を含む特定農地貸付に係る農業委員会の承認についてです。

5つの条件のうち、①、②、③、⑤を満たす必要があります。

総会資料の4ページとあわせてご確認をお願いします。

①は3㎡と4.8㎡区画の貸付けとなります。

②は農業者以外の者が野菜や花等を栽培して、自然にふれ合うとともに、農業に対する理解を深めることであるとし、農園の利用者は営利を目的とするものではございません。

③の貸付けの期間は1年間となります。

⑤は、先月の協議会を経て申請者は土地所有者と区の三者で協定を締結しております。

貸付協定は総会資料の10ページから13ページにございます。

続きまして、別冊資料のインデックス2の2ページをお願いします。

2農業委員会における承認基準です。

承認基準は①から④となります。

①について、周辺の農業に支障を及ぼす場所ではなく、規模は1,135㎡で、3㎡が9区画、4.8㎡が88区画となっております。

②の募集方法は、チラシの配布や新聞折り込み、インターネット等で先着順に決定をするとなっております。

③について、開設者が行う業務として、農園に週3から5日程度勤務する管理人を配置し、農園巡回や雑草の繁茂防止やごみの撤去といった農地管理、目視を適宜行い、農園に異常や問題がないか日常的に監視を行う。また、利用者募集や利用料集金、栽培サポート、利用者への事務連絡等の農園の運営管理を行うとなっております。

④について、本件農地は小作地ではございません。

承認基準については以上です。

6 ページから特定都市農地貸付規程と貸付協定、土地賃貸借契約書、利用規則を添付しています。いずれも先月の協議会時と変更はございません。事務局からは以上です。

西 貝 孝 之 会 長 それでは、相原和彦委員お願いします。

相 原 和 彦 委 員 4月22日に、事務局2名と現地調査に行ってきました。  
畑はブロック塀で囲まれていましたが、今後そのブロック塀を取り外し、利用者の出入り口を確保するとのことです。門扉等は設置しないとのことです。周辺に隣接した農地はありませんが、周辺の約1 km範囲に区民農園や体験農園があります。募集方法は、半径3 km以内を中心にチラシの配布やネット等で案内するとのことです。利用状況の把握や空き区画の管理等は申請者が行うとのことです。  
現地にはウメなどの植木が少し残っており、土地所有者は、その下草の管理を含め1割従事をするとのことです。  
現在、農園を作る準備をしているところです。一部フェンスが壊れていましたので修理をお願いしました。また、北側に隣接する建物との間に1 m程度の段差があり、雨天時に土砂が流れ出ないような対応をしていただけることを確認しています。貸付農地としては特に問題ないように思います。よろしくをお願いします。

西 貝 孝 之 会 長 質問などございましたら、お願いします。

(発言なし)

本件承認としてよろしいでしょうか。

(異議なしとの発言あり)

それでは、承認とします。

つぎに22ページです。議案第2号について、事務局から説明をお願い

いします。

事務局 議案第2号「相続税の納税猶予の継続に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明について」です。令和4年4月20日に標記の申請があり、下記のとおり確認したので証明する。

【申請者、特例農地等の所在などについて説明】

事務局からは以上です。

西貝孝之会長 それでは、本橋朋和委員お願いします。

本橋朋和委員 4月20日、事務局2名と現地調査に行ってきました。

(1)から(3)の畑の北側には、ダイコンやジャガイモ、トウモロコシが作付けされていました。南側は傾斜となっており、ブロックが壊れているため、工事が入るかもしれないとのことで、作付けはされていませんでした。

(4)の畑の北東側にハウスが1棟あり、今後トマトとキュウリを定植するとのことでした。

露地でエダマメやホウレンソウ、カブなどが作付けされていました。

販売先はハウスの北側に簡易的な直売所を作って販売しているのと、キャベツは市場出荷しているとのことです。境界も確認しました。よろしくお願いします。

西貝孝之会長 質問などございましたら、お願いします。

(発言なし)

本件承認としてよろしいでしょうか。

(異議なしとの発言あり)

それでは、承認とします。

つぎに24ページです。議案第3号について、事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第3号「相続税の納税猶予の継続に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明について」です。令和4年4月20日に標記の申請があり、下記のとおり確認したので証明する。

**【申請者、特例農地等の所在などについて説明】**

事務局からは以上です。

西貝孝之会長 それでは、本橋朋和委員をお願いします。

本橋朋和委員 4月20日に、事務局2名で現地調査に行ってきました。

(1)(2)畑の南側には、ハウスが6棟あり、ニンニクやブロッコリー、ナガネギなどが作付けされていました。北側の露地では、キャベツやジャガイモ、ニンジンなどが定植されていました。

(3)の畑には、サニーレタスとキャベツが作付けされていました。出荷先は庭先直売とJA直売所です。境界も確認しました。よろしくをお願いします。

西貝孝之会長 質問等ございましたら、お願いします。

(発言なし)

本件承認としてよろしいでしょうか。

(異議なしとの発言あり)

それでは、承認とします。

つぎに26ページです。議案第4号について、事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第4号「相続税の納税猶予の継続に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明について」です。令和4年4月20日に標記の申請があり、下記のとおり確認したので証明する。

【申請者、特例農地等の所在などについて説明】

事務局からは以上です。

西貝孝之会長 それでは、尾崎賀一委員お願いします。

尾崎賀一委員 4月20日に、事務局2名で現地調査に行ってきました。こちらの畑の北側にはハウスが5棟あります。コマツナやハウレンソウ、カブなどが作付けされていました。1棟は、野菜の育苗用として使っているようです。出荷先は主に庭先の自動販売機での直売とJA直売所です。また、大部分で農業体験農園を経営しております。区画数は160区画で全て利用されているとのこと。境界も確認しました。よろしくをお願いします。

西貝孝之会長 質問等ございましたら、お願いします。

(発言なし)

本件承認としてよろしいでしょうか。

(異議なしとの発言あり)

それでは、承認とします。

つぎに28ページです。議案第5号について、事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第5号「相続税の納税猶予の継続に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明について」です。令和4年4月20日に標記の申請があり、下記のとおり確認したので証明する。

【申請者、特例農地等の所在などについて説明】

事務局からは以上です。

西 貝 孝 之 会 長 それでは、尾崎賀一委員お願いします。

尾 崎 賀 一 委 員 4月20日に、事務局2名で現地調査に行ってきました。  
こちらの畑は接道しておらず、北側の駐車場および南西側の自宅が  
進入路となっております。  
こちらの畑では、ミカンなどの柑橘類が25本ほど植えられており、  
露地ではキャベツやエダマメ、ジャガイモなどが作付けされていま  
した。販売先は自営のお店とのことです。境界も確認しました。よ  
ろしくお願いします。

西 貝 孝 之 会 長 質問等ございましたら、お願いします。

(発言なし)

本件承認としてよろしいでしょうか。

(異議なしとの発言あり)

それでは、承認とします。

つぎに30ページです。議案第6号について、事務局から説明をお願い  
します。

事 務 局 議案第6号「相続税の納税猶予の継続に係る引き続き農業経営を行  
っている旨の証明について」です。令和4年4月21日に標記の申請  
があり、下記のとおり確認したので証明する。

【申請者、特例農地等の所在などについて説明】

事務局からは以上です。

西 貝 孝 之 会 長 それでは、井口哲哉委員お願いします。

井 口 哲 哉 委 員 4月21日に、事務局2名で現地調査に行ってきました。  
(1)から(3)の畑の露地では、ダイコンやエダマメ、サヤインゲンなどが作付けされていきました。ハウスが4棟あり、うち2棟でキュウリやトマトが作付けされており、残り2棟で夏にかけて花などを植えるとのことでした。また桜の木があり、切り花として販売しているとのことでした。(4)(5)の畑にはハウスが7棟あり、夏野菜の苗や切り花、鉢苗などを育てています。露地ではミカンやイチジクが植えてありました。  
販売先は、お花はおもに市場出荷で、野菜はJA直売所と庭先販売とのことでした。目立つ雑草もなく綺麗に耕作されていました。  
全て境界も確認しました。よろしくお願いします。

西 貝 孝 之 会 長 質問等ございましたら、お願いします。

(発言なし)

本件承認としてよろしいでしょうか。

(異議なしとの発言あり)

それでは、承認とします。

つぎに32ページです。議案第7号について、事務局から説明をお願いします。

事 務 局 議案第7号「相続税の納税猶予の継続に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明について」です。令和4年4月21日に標記の申請があり、下記のとおり確認したので証明する。

【申請者、特例農地等の所在などについて説明】

事務局からは以上です。

西 貝 孝 之 会 長 それでは、井之口喜實夫委員お願いします。

井之口喜實夫委員 4月21日に、事務局2名と現地調査に行ってきました。  
こちらの畑は耕運され綺麗になっていました。作付けはジャガイモのみでした。これからナスやトマト、キュウリを作付けし、庭先で販売するとのこと。境界は一か所確認できませんでしたが、3年前の調査時に地中深くにあるのを確認しております。  
よろしくをお願いします。

西 貝 孝 之 会 長 質問等ございましたら、お願いします。

(発言なし)

本件承認としてよろしいでしょうか。

(異議なしとの発言あり)

それでは、承認とします。

つぎに34ページです。議案第8号について、事務局から説明をお願いします。

事 務 局 議案第8号「生産緑地の買取申出に係る農業の主たる従事者の証明について」です。令和年4月15日付けで標記の申請があり、下記のとおり農業の主たる従事者に該当することを確認したので証明する。

**【申請者、証明対象者などについて説明】**

事務局からは以上です。

西 貝 孝 之 会 長 それでは、石手啓夫委員お願いします。

石手啓夫委員	4月27日に、事務局2名と現地調査に行ってきました。 (1)の畑にはハウスが1棟あり、ブルーベリーやミントなどが点々と植わっていました。境界が見当たらなかったため、明確にするようお願いしました。(2)と(3)の畑は大部分が貸付農地ですが、中央部にカキが15本程度植わっており、下草がカキの枝につくほどに伸びていましたので、25cm以下に刈るように指導しました。調査後に刈られていることは確認しております。よろしくお願ひします。
事務局	質問等ございましたら、お願ひします。 (発言なし) 本件承認としてよろしいでしょうか。 (異議なしとの発言あり) それでは、承認とします。
西貝孝之会長	つぎに36ページです。議案第9号について、事務局から説明をお願ひします。
事務局	議案第9号「生産緑地の買取申出に係る農業の主たる従事者の証明について」です。令和年4月19日付けで標記の申請があり、下記のとおり農業の主たる従事者に該当することを確認したので証明する。 <b>【申請者、証明対象者などについて説明】</b> 事務局からは以上です。
西貝孝之会長	それでは、田中大代委員お願ひします。
田中大代委員	4月27日に、事務局2名と現地調査に行ってきました。

こちらの畑は、カボチャやスイカ、エダマメなどを栽培し、庭先販売や学校給食に出荷していました。現在作付けはありませんでした。境界も確認しました。よろしくお願ひします。

西 貝 孝 之 会 長 質問等ございましたら、お願ひします。

(発言なし)

本件承認としてよろしいでしょうか。

(異議なしとの発言あり)

それでは、承認とします。

つぎに38ページです。議案第10号について、事務局から説明をお願ひします。

事 務 局 議案第10号「生産緑地の買取申出に係る農業の主たる従事者の証明について」です。令和年4月19日付けで標記の申請があり、下記のとおり農業の主たる従事者に該当することを確認したので証明する。

**【申請者、証明対象者などについて説明】**

事務局からは以上です。

西 貝 孝 之 会 長 それでは、井口哲哉委員お願ひします。

井 口 哲 哉 委 員 4月27日に、事務局2名と現地調査に行ってきました。

こちらの畑は全面でキャベツをメインに作っており、おもに市場出荷をしています。調査時は耕運され綺麗になっていました。

他に自宅用としてコマツナやネギ、ナスなどを少量作っていました。

境界については、(1)から(4)の畑で一部見当たりませんでしたので、印をつけるように指導しました。よろしくお願ひします。

西 貝 孝 之 会 長

質問等ございましたら、お願いします。

(発言なし)

本件承認としてよろしいでしょうか。

(異議なしとの発言あり)

それでは、承認とします。

つぎに40ページです。

協議事項です。事務局から説明をお願いします。

事 務 局

令和4年度最適化活動の目標案の設定についての協議です。

総会資料の44ページをお願いします。令和4年3月30日付で東京都農業会議会長から農業委員会会長宛、令和4年度最適化活動の目標の設定と提出および農業委員、農地利用最適化推進委員活動記録推進要領等の送付について通知がありました。こちらは先般発出されました農林水産省からの通知を受け、昨年度までの農業委員会の適正な実施に代わり、新たに農業委員会による最適化活動の実施に向けて取り組むこととなったとの趣旨です。この農林水産省通知におきまして、農業委員会の最適化活動の目標設定や点検、活動の記録について改めて示され、東京都農業会議が活動記録推進要領を作成しております。45ページから51ページまでが今回の添付資料となりますので、後ほどお目通しくください。

なお、資料に一点修正がございます。45ページのスケジュール表をお願いします。1 令和4年度の目標設定スケジュールの右上において、この次年度は4年度の誤りです。

40ページにお戻りください。

令和4年度の最適化活動の目標案の設定について下記の通り決定し、東京都を通じ農林水産省関東農政局へ報告する。令和4年度最適化活動の目標(案)は41ページから記載しています。

I 令和4年4月1日現在の農業委員会の状況です。1 農業委員会の現在の体制は記載のとおりです。2 農家・農地等の概要は、農家数および農業従事者数は2020年の農林業センサスに基づいています。認定農業者および基本構想水準到達者は、農業委員会で調査をした数値を記載しています。また、耕地面積は2020年の農林業センサスに基づいています。

42ページをお願いいたします。

II 最適化活動の目標です。1 最適化活動の成果目標の項目は3点あり、(1)農地の集積、(2)遊休農地の解消(3)新規参入の促進となります。市街化区域におきましては、(2)のみが該当します。

(2)遊休農地の解消について、練馬区内にここで定義される遊休農地はありませんので、全て数値はゼロとなります。

43ページをお願いいたします。

2 最適化活動の活動目標です。

(1)推進委員等が最適化活動を行う日数目標については、東京都農業会議が活動記録推進要領の中で定めているとおり、1人当たりの活動日数は月6日とさせていただいております。(2)活動強化月間の設定目標は1回で、取組時期は8月から10月です。強化月間の内容は全ての生産緑地地区を対象に実施する農地パトロールの際に、農地の利用状況調査を実施するとさせていただいております。

(3)については該当しません。40ページにお戻りください。

事務局からは以上です。

西貝孝之会長 質問等ございましたら、お願いします。

本橋朋和委員 41ページの1 農業委員会の現在の体制において、40代以下は1名が正しいと思います。

事務局	訂正させていただきます。ご指摘ありがとうございます。
西貝孝之会長	ほかに何かございますか。 (発言なし) 本件については、これでまとめてよろしいでしょうか。 (異議なしとの発言あり) それでは、よろしく申し上げます。  つぎに52ページです。報告事項です。事務局から説明をお願いします。
事務局	「農地法第4条第1項第8号および農地法第5条第1項第7号（市街化区域内の農地の転用）に基づく届出の受理について」です。 令和4年4月に届出のあった農地の転用について報告するものです。  【届出件数、面積などについて説明】 事務局からは以上です。
西貝孝之会長	質問等ございましたら、お願いします。 (発言なし) それでは、よろしく申し上げます。  1枚目の次第をお願いします。 次第4 その他です。事務局から何かありますか。
事務局	特にありません。
西貝孝之会長	委員の皆さまからは何かありますか。

(発言なし)

それでは、以上で第22回練馬区農業委員会総会を終了します。

会 長

署 名 人

署 名 人